

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会の運営の 事務的な取扱いについて（案）

1. 会議の開催場所

- 原則、府市の会場で設定する。

2. 会議の公開等

- 会議は、副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会規約第6条第7項に基づき公開する。
- 会議の開催は、あらかじめ報道機関へ情報提供する。
- 傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信する。
- 配付資料、会議の議事録は、大阪府及び大阪市のホームページに掲載する。
- 以上のほか、協議の状況について、住民への情報提供、意見聴取に努める。

3. 委員の出席等

- 委員の代理出席は認めない。
- 委員が交代する場合は、会派から当該議会の議長に対し、新委員の名簿を提出し、委員の推薦は、当該議会の議長から会長に対して行うこと。
- 各委員への会議開催通知は、開催日確定後、速やかに行う。

4. 協議等

- 協議の資料は事務局が作成し、これをもとに質疑や委員間協議を行う。
- 国との協議内容は、適宜、協議会に報告する。

5. その他

- 必要に応じて、有識者等に会議への出席を求め、意見を聴いて議論を深める。
- 事務局の職員だけでなく、府市の関係部局の職員から説明させることができる。